

# 2010 県事協だより

No.60 2010年 7月 7日  
発行 鹿児島県公立小中学校事務職員協議会  
編集 同編集委員会

## 活動経過と今後の日程

3月10日 第8回理事会／第4回評議員会  
3月17日 県事協だより 59号 発行

4月14日 第1回理事会

①2009 決算、会計監査について ②2010 事業計画について ③2010(暫定) 予算について ④2010 総代会について ⑤諸手当認定・電算マニュアル等の作成、発送について ⑥2010 役員体制、各地区の役員体制の確認および県事協だより発送先の確認 ⑦アンケートの実施について

当日の午後からは会計監査と並行して、会場である互助組合を皮切りに、共助会、県教職員課(給与係、給与支払係、企画定数係)、公立学校共済組合へあいさつ回りに行きました。

4月20日 HP 更新 30

5月13日 第2回理事会、第1回評議員会

### 5月13日(金) 第1回 評議員会 開催

評議員会では冒頭、お世話になっている共助会からの説明をしていただきました。

#### 決算・予算について

会計監査は前述のように4/14 互助組合会館において行われました。予算については8月までの暫定予算が承認されました。年間の本予算は8月の総代会で承認いただくことになります。県事協は収益事業は行っていませんので、マニュアルの印刷販売等による利益は全くありません。暫定予算で年度当初の事業を推進していきます。

#### アンケートの実施

前号(59号)でもお知らせしましたが、理事会で検討し、評議員会でおはかりしましたところ、いろいろなご意見をいただきありがとうございました。「各地区・各市町・各支援室の情報を集め、県下の事務職員が等しく情報を共有・享受し、広域的に連携する目標の充実に努める」ことが目的です。

最終的には中身を理事でまとめ、各地区の係の方へ送信したいと考えております。ファイルはワードで、できる限り電子メールでやりとりをお願いしたい

と思います。会員の皆様におかれましてはご協力よろしくお願ひします。

5月25日 第3回理事会

### 5月25日 第1回常任委員会

各種委員会の流れとして前年度と同じものは次の通りです。

- ・県旅行起点表作成委員会 常任委員1名
- ・福利厚生様式記入例作成委員会 常任委員1名
- ・県小中学校事務の実務手引書 常任委員2名  
(「給与振込編」「給与電算編」各1)

### 第5次県費事務改善検討委員会

昨年度まで検討委員を11地区から選出していただいていたのですが、今年度は教育事務所再編と共に指宿・川辺は1地区「南薩」ということで、10地区から検討委員を選出、うち4名の方には各手当の作業責任者になっていただき年間を通して常任委員として活躍していただくことになりました。

### 6月11日 2010年度 県事協事業説明会開催

	担当領域	氏名	選出地区等
第五次県費事務改善検討委員会	扶養手当	今井 浩貴※	日置:日新小
		城森 隆行	大島:母間小
	住居手当	貴島 里志※	鹿児島:大龍小
		田上 陽平	曾於:財部中
	通勤手当	徳重 英二※	川薩:藤本小
		澤村 祐一	出水:米ノ津小
	単身赴任手当	寄井田 雅裕	(担当理事)
		横濱 伸二	熊毛:南界小
	子ども手当	住吉 弘典※	始良伊佐:山田中
		下瀬 朋美	南薩:益山小
大山 百合子		肝属:高山中	
常任委員	起点表	園田 直人	脇本小
	福利厚生	松田 伊	大川小
	給与電算	松元 千年	串木野小
	給与振込	未定	

※は常任委員

各地区から選出された上記委員の皆さんが参加の下熱心な協議が行われました。午前中、事務局からの事業説明後、各委員から質疑・意見が多く出されとてもいい議論ができました。午後からは各担当領域ごとに理事も加わり分散会が大いに盛り上がることでした。夏季休業中3回の検討委員会に向け全会員が自分の事として認識し、委員、役員の方々に情報・意見を願ひします。

HPの更新 7月中旬予定  
検索は「鹿児島県教職員共助会」で。  
リンクで「県事協」とありますのでそこから入って  
いただけるとありがたいです!

## 本当にご苦労様でした！

退任のあいさつ

元理事 吉元 浩

2006年8月の総代会において理事として選出されてから約4年間たくさんの方に助けられ、何とかこの任をまっとうできたのではないかと考えています。本当にありがとうございました。

振り返ってみますと、県事協としても飛躍的に事業が拡大していく時期と重なり、特に「諸手当認定・電算マニュアル」の再編集にあたっては、理事・検討委員・常任委員のみなさんが真剣に協議しながら作り上げることができたことが印象に残っています。

そして、会員のみなさんから「県事協のこれがあるから助かるよね。」という声を聞くとやってよかったとしみじみ感じていました。

今後も県事協の基本理念である「情報の共有・享受」、「広域的な連携」を目指した活動を展開していただけたらと思います。そのためにも会員のみなさんから県事協へのますますのご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。

## 教職員課からの回答！

兼務発令者の通勤手当に関して各地区の教育事務所の説明が異なっていたため、マニュアルR3にのせる予定で去年の9月県教委に質問していたのですが、県協委では判断がつかず、国税庁まで行ってやっと回答が返ってきました。

① 手当額の算出方法において端数の取扱が異なる。

- ・小数第1位まで(出水・始良教育事務所)
- ・小数第2位まで(大島教育事務所)

② 課税・非課税の計算方法について異なる説明をうけている。

### 始良教育事務所での説明

・交通用具利用者の場合で週1回兼務校は通勤する場合  
自宅～本務校 14.0km

非課税  $6,500円 \times 17 / 21 = 5,261.9円$

課税  $3,700円 \times 17 / 21 = 2,995.2円$

自宅～本務校～兼務校 15.3km

非課税  $13,700円 \times 4 / 21 = 2,609.5円$

合計

非課税  $5,261.9円 + 2,609.5円 = 7,871.4円$

課税 2,995.2円

### 大島教育事務所での説明

(5.3km) (8.4km)

自宅 ~ 本務校 ~ 兼務校

(通算距離 13.7km)

週2回兼務校に通勤した場合

通勤手当額 合計 8,033.32円

この場合の 非課税額 6,500円

課税額 1,533円

①は、合算した場合に1円の誤差が生じるケースが出てくるのではないかと？

②のケースの計算方式でそれぞれの手当額を算出すると同様の計算方式で課税額を算出するという説明からすると大島教育事務所の計算式は報告書の数値が違ってくるのですが、どちらでよいのでしょうか。

2010年4月16日に次のとおり回答がありました。

①については、小数点は第2位まで

②については、シンプルに長い方で算出する。大島教育事務所の説明においては13.7kmで算出する。



## 薩摩川内市で「学校事務支援室」が

### 始まりました。

報告者：薩摩川内市立川内小学校 箱川道彦

本年4月1日に「薩摩川内市小中学校学校事務支援室運営規程」が制定され、学校事務の共同実施が制度化されることになりました。私たちはこれまでも学校長に委任された諸手当の認定が間違いなく行なわれるように、月一回の認定事務の相互点検等を行なってきました。今後は、諸手当認定の専決を支援室長が行なうことになり、尚一層相互点検の重みが増します。また鹿児島県の学校事務共同実施要綱によると、この目的は「より一層の事務の適正化や効率化を進め、学校運営への積極的な支援や教員の子どもと向き合う時間の確保を図るための取り組み等を通して学校教育の充実に資すること」となっています。これは決して個々の取り組みや1・2年でできることではありません。私たちはまず「学校事務支援室」を通して事務処理の適正化と効率化を進めることにより、子どもや保護者の視点に立った教育支援を実践でき、学校運営に参画できるような学校事務職員制度の確立を目指して、今確実にできることから進めていきたいと思っています。

詳しい内容につきましては、機会がありましたら後日この紙面にて報告いたしたい

と思います。なお本市への研修視察希望が多い場合は、集中日を設けることも検討したいと思いますので、ご希望がありましたらお早めにご連絡ください。



薩摩川内市を皮切りに共同実施が本格化してきました。あなた自身が現在所属する市町村、支援室においてどれだけ関わっていますか？自分自身のこととしてみんなでき取り組んでいきましょう。